

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 中長期目標変更案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

中 長 期 目 標 (変 更 後)	中 長 期 目 標 (変 更 前)
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割</p> <p>我が国は、世界最高水準の平均寿命を達成し、人類誰もが願う長寿社会を現実のものとした。世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあって、国民が更に健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(健康長寿社会)を形成することが急務となっている。</p> <p>このような背景から、「日本再興戦略- JAPAN is BACK-」(平成 25 年6月 14 日 閣議決定)において、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することとされ、</p> <p>① 医療分野の研究開発等の司令塔の本部として、内閣に、内閣総理大臣・担当大臣・関係閣僚から成る推進本部の設置</p> <p>② 基礎から実用化まで切れ目ない研究管理の実務を行う独立行政法人の創設</p> <p>等の措置を講ずることが明記された。</p> <p>平成 26 年5月、健康・医療戦略推進法及び独立行政法人日本医療研究開発機構法が成立し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)の設立を始め、我が国の医療分野の研究開発体制が新たに構築された。</p> <p>具体的には、医療分野の研究開発の司令塔本部として、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚が本部員となる健康・医療戦略推進本部が設置され、</p> <p>① 政府が総合的かつ長期的に講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の大綱等である健康・</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割</p> <p>我が国は、世界最高水準の平均寿命を達成し、人類誰もが願う長寿社会を現実のものとした。世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあって、国民が更に健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(健康長寿社会)を形成することが急務となっている。</p> <p>このような背景から、「日本再興戦略- JAPAN is BACK-」(平成 25 年6月 14 日 閣議決定)において、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することとされ、</p> <p>① 医療分野の研究開発等の司令塔の本部として、内閣に、内閣総理大臣・担当大臣・関係閣僚から成る推進本部の設置</p> <p>② 基礎から実用化まで切れ目ない研究管理の実務を行う独立行政法人の創設</p> <p>等の措置を講ずることが明記された。</p> <p>平成 26 年5月、健康・医療戦略推進法及び独立行政法人日本医療研究開発機構法が成立し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の設立を始め、我が国の医療分野の研究開発体制が新たに構築された。</p> <p>具体的には、医療分野の研究開発の司令塔本部として、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚が本部員となる健康・医療戦略推進本部が設置され、</p> <p>① 政府が総合的かつ長期的に講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の大綱等である健康・</p>

医療戦略及び当該戦略に即した医療分野研究開発推進計画を定め、

- ② 同戦略及び同計画の実施のために必要な、各省に計上されている医療分野の研究開発関連予算を集約することにより、司令塔機能の発揮に必要な予算を確保し、戦略的・重点的な予算配分を行い、
- ③ **AMED**においては、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野研究開発推進計画に基づき、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一体的に行う。この際、基礎研究、臨床研究及び治験、創薬開発等の豊富な経験を有するプログラム・ディレクター（以下「PD」という。）、プログラム・オフィサー（以下「PO」という。）等の適切な配置を行い、実用化のための研究を基礎段階から一貫して一体的な管理を行うこととなっている。

（中略）

AMEDは、医療分野研究開発推進計画において、医療分野の研究開発及びその環境整備の実施・助成について中核的な役割を担う機関として位置付けられており、医療分野の研究開発関連予算（国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等）を集約することにより、各省がそれぞれ実施してきた医療分野の研究開発について、

- ① 各省の枠を超えて、領域ごとに置かれるPD、POを活用した、基礎から実用化までの一貫した研究管理、
- ② 知的財産の専門家による知的財産管理、知的財産取得戦略の立案支援や、臨床研究及び治験をサポートする専門のスタッフ等の専門人材による研究支援、
- ③ 研究費申請の窓口・手続の一本化等による、研究費等のワンストップサービス化

医療戦略及び当該戦略に即した医療分野研究開発推進計画を定め、

- ② 同戦略及び同計画の実施のために必要な、各省に計上されている医療分野の研究開発関連予算を集約することにより、司令塔機能の発揮に必要な予算を確保し、戦略的・重点的な予算配分を行い、
- ③ **機構**においては、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野研究開発推進計画に基づき、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一体的に行う。この際、基礎研究、臨床研究及び治験、創薬開発等の豊富な経験を有するプログラム・ディレクター（以下「PD」という。）、プログラム・オフィサー（以下「PO」という。）等の適切な配置を行い、実用化のための研究を基礎段階から一貫して一体的な管理を行うこととなっている。

（中略）

機構は、医療分野研究開発推進計画において、医療分野の研究開発及びその環境整備の実施・助成について中核的な役割を担う機関として位置付けられており、医療分野の研究開発関連予算（国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等）を集約することにより、各省がそれぞれ実施してきた医療分野の研究開発について、

- ① 各省の枠を超えて、領域ごとに置かれるPD、POを活用した、基礎から実用化までの一貫した研究管理、
- ② 知的財産の専門家による知的財産管理、知的財産取得戦略の立案支援や、臨床研究及び治験をサポートする専門のスタッフ等の専門人材による研究支援、
- ③ 研究費申請の窓口・手続の一本化等による、研究費等のワンストップサービス化

等を図り、医療分野の研究開発を基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一体的に行うことが求められている。

このようなAMEDに期待されている役割(ミッション)が十分発揮され、世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の形成に資することを期待しているものである。

II. 中長期目標の期間

AMEDの中長期目標の期間は、平成27年4月から平成32年3月までの5年間とする。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上

AMEDは、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことを目的としている。

このため、AMEDは、医療分野研究開発推進計画の着実な実現を図っていく必要がある。具体的には、中長期目標期間中に、

- (1) 医療に関する研究開発のマネジメントの実現などAMEDに求められる機能を発揮するための体制を構築する等とともに、
 - (2) 医療分野において、基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施
- を図っていく必要がある。

等を図り、医療分野の研究開発を基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一体的に行うことが求められている。

このような機構に期待されている役割(ミッション)が十分発揮され、世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の形成に資することを期待しているものである。

II. 中長期目標の期間

機構の中長期目標の期間は、平成27年4月から平成32年3月までの5年間とする。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上

機構は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことを目的としている。

このため、機構は、医療分野研究開発推進計画の着実な実現を図っていく必要がある。具体的には、中長期目標期間中に、

- (1) 医療に関する研究開発のマネジメントの実現など機構に求められる機能を発揮するための体制を構築する等とともに、
 - (2) 医療分野において、基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施
- を図っていく必要がある。

なお、評価に当たっては、下記の目標を踏まえ別途定める評価軸等に基づき実施することとするが、医療分野の研究開発は、長期性や不確実性等といった特性に加え、ヒトを研究対象として健康へ悪影響を及ぼしかねない臨床研究や医薬品医療機器等法に基づく承認申請が必要であるなど、他の研究分野にはない特殊性があることを十分踏まえ、目標の達成度のみならず、達成に向けた過程や成果の影響度等を総合的に評価する。

(1)AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等

① 医療に関する研究開発のマネジメントの実現

AMEDにおいて実施される研究開発の成否は、プロジェクトマネジメントにかかっている。このため、患者や医療現場、産業界等からのニーズの把握や技術的可能性を評価し、現実的なビジョンの下に計画を常に見直すことのできるマネジメントを実現する。そのためには、優れたシーズを見出す目利き機能、臨床研究及び治験への橋渡しや実用化を実現するための産業界への導出に向けての企画力、規制対応等の周な準備と研究者を支援・指導する牽引力が求められる。

具体的には、患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズの把握等のためのアドバイザリーボードを理事長の下に置くとともに、国内外の動向を把握、評価し、テーマを抽出するための専門家によるシンクタンク機能を備える。また、個別研究課題の選定にピア・レビュー方式を導入する。世界の最新の情勢を把握したPD、PO等がこれを活用した研究の実施、研究動向の把握・調査、シーズの探査・育成研究の強化(スクリーニングや最適化研究)や優れた基礎研究成果を臨床研究及び治験、産業化へつなげる一貫したマネジメント(研究の進捗管理・助言、規制対応等)及び適切な研究実施のための監視・管理機能など、研究開発の開始、推進、監視・管理、さらには、方針の転換に至るまで一元的かつ一貫したプロジェクトマネジメント機能を果たすものとする。

また、医療研究開発を円滑に促進するために、AMEDから交付される

なお、評価に当たっては、下記の目標を踏まえ別途定める評価軸等に基づき実施することとするが、医療分野の研究開発は、長期性や不確実性等といった特性に加え、ヒトを研究対象として健康へ悪影響を及ぼしかねない臨床研究や医薬品医療機器等法に基づく承認申請が必要であるなど、他の研究分野にはない特殊性があることを十分踏まえ、目標の達成度のみならず、達成に向けた過程や成果の影響度等を総合的に評価する。

(1)機構に求められる機能を発揮するための体制の構築等

① 医療に関する研究開発のマネジメントの実現

機構において実施される研究開発の成否は、プロジェクトマネジメントにかかっている。このため、患者や医療現場、産業界等からのニーズの把握や技術的可能性を評価し、現実的なビジョンの下に計画を常に見直すことのできるマネジメントを実現する。そのためには、優れたシーズを見出す目利き機能、臨床研究及び治験への橋渡しや実用化を実現するための産業界への導出に向けての企画力、規制対応等の周な準備と研究者を支援・指導する牽引力が求められる。

具体的には、患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズの把握等のためのアドバイザリーボードを理事長の下に置くとともに、国内外の動向を把握、評価し、テーマを抽出するための専門家によるシンクタンク機能を備える。また、個別研究課題の選定にピア・レビュー方式を導入する。世界の最新の情勢を把握したPD、PO等がこれを活用した研究の実施、研究動向の把握・調査、シーズの探査・育成研究の強化(スクリーニングや最適化研究)や優れた基礎研究成果を臨床研究及び治験、産業化へつなげる一貫したマネジメント(研究の進捗管理・助言、規制対応等)及び適切な研究実施のための監視・管理機能など、研究開発の開始、推進、監視・管理、さらには、方針の転換に至るまで一元的かつ一貫したプロジェクトマネジメント機能を果たすものとする。

また、医療研究開発を円滑に促進するために、機構から交付される研

研究費について現場で効果的に使えるよう工夫を行う。

② 研究不正防止の取組の推進

基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、専門の部署を置き、自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図るとともに、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努める。

③臨床研究及び治験データマネジメントの実行

推進する研究については、臨床研究及び治験に係る計画書(プロトコール)の策定、研究の進捗状況の把握、研究データの管理(データ入力、集計、解析)、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施する方策を検討し、その実行に向けた取組を行う。

④実用化へ向けた支援

知的財産管理・相談窓口、知的財産取得戦略の立案支援等の知的財産取得に向けた研究機関への支援機能や、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)と連携した有望シーズの出口戦略の策定・助言や企業への情報提供・マッチング、知的財産の導出(ライセンスアウト)及びワンストップサービスの提供等といった実用化に向けた企業連携・産学連携を支援する機能の具備を図る。また、研究開発の成果が、我が国の医療技術水準や産業競争力の向上に寄与することができるよう、官民ファンド等に研究開発の成果をつなげ、実用化を促進する取組を行う。

⑤研究開発の基盤整備に対する支援

新たなバイオマーカーを探索・解明することで実現する革新的な診断技術・機器、既知のマーカーを取り扱いやすく、非侵襲、低侵襲で、正確かつ低コストで測定できる診断技術や機器をシームレスに開発す

究費について現場で効果的に使えるよう工夫を行う。

②研究不正防止の取組の推進

基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、専門の部署を置き、自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図るとともに、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努める。

③臨床研究及び治験データマネジメントの実行

推進する研究については、臨床研究及び治験に係る計画書(プロトコール)の策定、研究の進捗状況の把握、研究データの管理(データ入力、集計、解析)、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施する方策を検討し、その実行に向けた取組を行う。

④実用化へ向けた支援

知的財産管理・相談窓口、知的財産取得戦略の立案支援等の知的財産取得に向けた研究機関への支援機能や、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)と連携した有望シーズの出口戦略の策定・助言や企業への情報提供・マッチング、知的財産の導出(ライセンスアウト)及びワンストップサービスの提供等といった実用化に向けた企業連携・産学連携を支援する機能の具備を図る。また、研究開発の成果が、我が国の医療技術水準や産業競争力の向上に寄与することができるよう、官民ファンド等に研究開発の成果をつなげ、実用化を促進する取組を行う。

⑤研究開発の基盤整備に対する支援

新たなバイオマーカーを探索・解明することで実現する革新的な診断技術・機器、既知のマーカーを取り扱いやすく、非侵襲、低侵襲で、正確かつ低コストで測定できる診断技術や機器をシームレスに開発す

るための体制整備、革新的医療技術創出拠点の強化・体制整備やエビデンスに基づいた予防医療・サービス手法を開発するためのバイオバンク等の強化及びモデル動物等のバイオリソースの整備等を行う。

AMEDの研究開発の成果が、可能な限り広く共有され、医療分野の研究開発の更なる促進に活用されるよう、その利活用に向けたデータベース化を推進する。

⑥国際戦略の推進

最先端分野における欧米等の研究開発先進国との協力、ゲノム研究におけるアジア諸国との連携をはじめ国際貢献及び協力は、同時に、我が国の研究開発にとっても必要欠くべからざるものとなっており、ひいては世界の持続可能な発展につながるものである。産業化の視点では、画像診断分野において、医療への貢献、海外展開を加速する。加えて、相手国の実情とニーズに適した医療サービスの提供や制度開発等の協力を通じて、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を意識した日本の産業競争力の強化を図る必要がある。さらに、地球規模課題としての保健医療（グローバルヘルス）を日本外交の重要課題と位置付け、日本の知見等を総動員し、世界の全ての人々が基本的保健医療サービスを負担可能な費用で享受すること（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）も求められる。

このような認識の下、国際的な研究開発動向を踏まえ、我が国にとって真に価値のある国際共同研究を推進するとともに、我が国の医療に係る研究能力を活用して国際的にも貢献する。

⑦政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等

政府出資を活用し、革新的な新薬・医療機器等の創出に向けて、産学官が連携して取り組む研究開発及びその環境の整備を促進する。

当該事業を進めるに当たっては、**実用化が困難な革新的新薬・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、研究開発に係る事業計**

るための体制整備、革新的医療技術創出拠点の強化・体制整備やエビデンスに基づいた予防医療・サービス手法を開発するためのバイオバンク等の強化及びモデル動物等のバイオリソースの整備等を行う。

機構の研究開発の成果が、可能な限り広く共有され、医療分野の研究開発の更なる促進に活用されるよう、その利活用に向けたデータベース化を推進する。

⑥国際戦略の推進

最先端分野における欧米等の研究開発先進国との協力、ゲノム研究におけるアジア諸国との連携をはじめ国際貢献及び協力は、同時に、我が国の研究開発にとっても必要欠くべからざるものとなっており、ひいては世界の持続可能な発展につながるものである。産業化の視点では、画像診断分野において、医療への貢献、海外展開を加速する。加えて、相手国の実情とニーズに適した医療サービスの提供や制度開発等の協力を通じて、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を意識した日本の産業競争力の強化を図る必要がある。さらに、地球規模課題としての保健医療（グローバルヘルス）を日本外交の重要課題と位置付け、日本の知見等を総動員し、世界の全ての人々が基本的保健医療サービスを負担可能な費用で享受すること（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）も求められる。

このような認識の下、国際的な研究開発動向を踏まえ、我が国にとって真に価値のある国際共同研究を推進するとともに、我が国の医療に係る研究能力を活用して国際的にも貢献する。

(追加)

画・事業目標を含む事業採択のための審査、事業の進捗状況の確認や進捗過程における課題の相談、事業終了時の事業目標等の達成状況等の評価など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築する。また、その進捗状況については、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省(以下「所管府省」という。)に適宜報告するとともに、所管府省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

(2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施

医療分野研究開発推進計画(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定。以下「計画」という。)は、基礎研究からの優れたシーズを見出し、これを実用化へ一貫してつなぎ、具体的な成果を目指すものである。このため、取組の当初から、臨床研究及び治験への橋渡しや産業界への導出に向けた戦略と周到な準備に基づく実施が求められる。

AMEDは、これまでの研究開発によるシーズ等の活用も含めて、計画に掲げている研究領域(医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療、疾病に対応した研究(がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病)等)ごとの成果目標(KPI)を設定等し、その達成に向けて、個々の研究開発の開始・方針の転換等について権限と裁量を、研究領域ごとに置くPDに付与し、PDの下に各研究チームが、出口を見据えて、シーズの探索・選択や個々のシーズごとの戦略に基づく開発研究を行うとともに、シーズが頓挫した場合にはそれに替わる新たなシーズを随時選択することで、各チームの下で常に複数のシーズの開発研究が行われるようなマネジメントを構築する。

さらに、リスクはあるが、飛躍的な可能性を秘めた課題に対しても、画期的なイノベーションの実現を目指す支援を行うことが期待される。

これらの各省連携プロジェクトの推進に当たっては、疾患の基礎研究の発展を図りつつ、研究の急激な進捗や、関係する科学技術の画

(2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施

医療分野研究開発推進計画(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定。以下「計画」という。)は、基礎研究からの優れたシーズを見出し、これを実用化へ一貫してつなぎ、具体的な成果を目指すものである。このため、取組の当初から、臨床研究及び治験への橋渡しや産業界への導出に向けた戦略と周到な準備に基づく実施が求められる。

機構は、これまでの研究開発によるシーズ等の活用も含めて、計画に掲げている研究領域(医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療、疾病に対応した研究(がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病)等)ごとの成果目標(KPI)を設定等し、その達成に向けて、個々の研究開発の開始・方針の転換等について権限と裁量を、研究領域ごとに置くPDに付与し、PDの下に各研究チームが、出口を見据えて、シーズの探索・選択や個々のシーズごとの戦略に基づく開発研究を行うとともに、シーズが頓挫した場合にはそれに替わる新たなシーズを随時選択することで、各チームの下で常に複数のシーズの開発研究が行われるようなマネジメントを構築する。

さらに、リスクはあるが、飛躍的な可能性を秘めた課題に対しても、画期的なイノベーションの実現を目指す支援を行うことが期待される。

これらの各省連携プロジェクトの推進に当たっては、疾患の基礎研

期的な発展等に機動的に対応できるような資源配分やマネジメント、レギュラトリーサイエンスの充実を実現する。

以下の研究領域等を互いに連携して研究開発を推進していくため、適切な進捗管理等を通じて必要な対応を図る。

計画に掲げられている研究領域等ごとの目標は下記のとおりであるが、これらは、健康・医療戦略推進本部が平成26年7月に決定した計画における目標を掲げていることから、いずれも重要度、優先度等は高いものである。

(中略)

IV. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組に関する事項

① 組織・人員体制の整備

AMEDに求められる機能(研究開発のマネジメント、研究不正の防止、臨床研究及び治験データマネジメント、実用化へ向けた支援、研究開発の基盤整備に対する支援、国際戦略の推進、政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等)を果たすため、適切な組織・人員体制を整備することとする。また、関連する政策や医療分野の研究開発動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備することとする。

特に、AMEDにおけるマネジメントにおいて重要な役割を果たすPD、PO等、高度の専門性が必要とされる者については、産学官からの優れた人材の登用を積極的に行うこととする。また、利益相反の防止や透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用するものとする。

② PDCAサイクルの徹底

AMEDで行っている事業については厳格な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。評価に当たっては、外部の専門家・有識者を

究の発展を図りつつ、研究の急激な進捗や、関係する科学技術の期的な発展等に機動的に対応できるような資源配分やマネジメント、レギュラトリーサイエンスの充実を実現する。

以下の研究領域等を互いに連携して研究開発を推進していくため、適切な進捗管理等を通じて必要な対応を図る。

計画に掲げられている研究領域等ごとの目標は下記のとおりであるが、これらは、健康・医療戦略推進本部が平成26年7月に決定した計画における目標を掲げていることから、いずれも重要度、優先度等は高いものである。

(中略)

IV. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組に関する事項

① 組織・人員体制の整備

機構に求められる機能(基礎から実用化まで一貫した研究管理、研究不正の防止、実用化へ向けた支援、国際戦略の推進等)を果たすため、適切な組織・人員体制を整備することとする。また、関連する政策や医療分野の研究開発動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備することとする。

特に、機構におけるマネジメントにおいて重要な役割を果たすPD、PO等、高度の専門性が必要とされる者については、産学官からの優れた人材の登用を積極的に行うこととする。また、利益相反の防止や透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用するものとする。

② PDCAサイクルの徹底

機構で行っている事業については厳格な評価を行い、不断の業務

活用するなど適切な体制を構築することとする。また、評価結果をその後の事業改善にフィードバックするなど、PDCAサイクルを徹底する。

③ 適切な調達の実施

調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、AMEDが策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

④ 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、AMED自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

⑤ 業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は毎年度平均で2%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化を達成する。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明することとする。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表

改善を行うこととする。評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築することとする。また、評価結果をその後の事業改善にフィードバックするなど、PDCAサイクルを徹底する。

⑥ 適切な調達の実施

調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

⑦ 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

⑧ 業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は毎年度平均で2%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化を達成する。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明することとする。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることによ

するものとする。

(2)業務の電子化に関する事項

電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、**AMED**の制度利用者の利便性の向上に努めることとする。また、幅広いICT需要に対応できる**AMED**内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保することとする。

このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括化責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施するものとする。

V. 財務内容の改善に関する事項

(1) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

(2) 保有資産の処分等

AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制に係る体制の整備

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、法人の長による法人運営の基本

り、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

(2)業務の電子化に関する事項

電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、**機構**の制度利用者の利便性の向上に努めることとする。また、幅広いICT需要に対応できる**機構**内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保することとする。

このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括化責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施するものとする。

V. 財務内容の改善に関する事項

(1) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

(2) 保有資産の処分等

機構が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制に係る体制の整備

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するため

理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進する。この際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)等に通知した事項を参考にするものとする。

(2)コンプライアンスの推進

AMEDが医療分野の研究開発等の中核的な役割を果たしていくためには、独立行政法人制度や国の制度等の法令等様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。このため、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。

(3)情報公開の推進等

AMEDの適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

(後略)

の有効な手段の一つであることから、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進する。この際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)等に通知した事項を参考にするものとする。

(2)コンプライアンスの推進

機構が医療分野の研究開発等の中核的な役割を果たしていくためには、独立行政法人制度や国の制度等の法令等様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。このため、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。

(3)情報公開の推進等

機構の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

(後略)

国立研究開発法人日本医療研究開発機構に関する評価軸等について (変更後)

中長期目標	評価軸	指標 (関連する評価指標、モニタリング指標等)
<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上</p> <p>(1) 機構に求められる機能を発揮するための体制の構築等</p> <p>① 医療に関する研究開発のマネジメントの実現 機構において実施される研究開発の成否は、プロジェクトマネジメントにかかっている。このため、患者や医療現場、産業界等からのニーズの把握や技術的可能性を評価し、現実的なビジョンの下に計画を常に見直すことのできるマネジメントを実現する。そのためには、優れたシーズを見出す目利き機能、臨床研究及び治験への橋渡しや実用化を実現するための産業界への導出に向けての企画力、規制対応等の周到な準備と研究者を支援・指導する牽引力が求められる。</p> <p>具体的には、患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズの把握等のためのアドバイザリーボードを理事長の下に置くとともに、国内外の動向を把握、評価し、テーマを抽出するための専門家によるシンクタンク機能を備える。また、個別研究課題の選定にピア・レビュー方式を導入する。世界の最新の情勢を把握したPD、PO等がこれを活用した研究の実施、研究動向の把握・調査、シーズの探査・育成研究の強化(スクリーニングや最適化研究)や優れた基礎研究成果を臨床研究及び治験、産業化へつなげる一貫したマネジメント(研究の進捗管理・助言、規制対応等)及び適切な研究実施のための監視・管理機能など、研究開発の開始、推進、監視・管理、さらには、方針の転換に至るまで一元的かつ一貫したプロジェクトマネジメント機能を果たすものとする。</p> <p>また、医療研究開発を円滑に促進するために、機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズの把握等のためのアドバイザリーボードを理事長の下に設置したか。 ・国内外の動向を把握、評価し、テーマを抽出するための専門家によるシンクタンク機能を備えたか。 ・個別研究課題の選定にピア・レビュー方式を導入したか。 ・世界の最新の情勢を把握したPD、PO等が、研究開発の開始、推進、監視・管理、さらには、方針の転換に至るまで一元的かつ一貫したプロジェクトマネジメント機能を果たしたか。 ・医療研究開発を円滑に促進するために、機構から交付される研究費について現場で効果的に使えるよう工夫を行ったか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・経営評議会の取組状況 ・アドバイザリーボードの取組状況 ・専門家によるシンクタンク機能の具備状況 ・シーズやニーズのサイトビジット等による把握状況、大学や研究機関、企業との連携の進捗状況 ・個別研究課題の選定における、ピア・レビュー方式の導入・実施状況 ・プロジェクトマネジメントの取組状況 ・研究費の効果的運用に関する取組状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前評価委員会の設置数 ・事前評価委員会の開催実施回数 ・PDPSPO会議実施回数

<p>から交付される研究費について現場で効果的に使えるよう工夫を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 研究費の効果的運用に関する計画変更数及び契約変更数
<p>② 研究不正防止の取組の推進 基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、専門の部署を置き、自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図るとともに、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、専門の部署を設置したか。 自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図ったか。 業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努めたか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門部署の設置状況 機構で実施されている研究の公正かつ適正な実施の確保に向けた取組状況 研究不正の防止に関するノウハウの蓄積、専門的な人材育成の取組状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究不正防止に係る説明会の開催回数及び受講者数 研究倫理教育プログラムの履修確認報告された課題数
<p>③ 臨床研究及び治験データマネジメントの実行 推進する研究については、臨床研究及び治験に係る計画書（プロトコール）の策定、研究の進捗状況の把握、研究データの管理（データ入力、集計、解析）、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施する方策を検討し、その実行に向けた取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨床研究及び治験に係る計画書（プロトコール）の策定、研究の進捗状況の把握、研究データの管理（データ入力、集計、解析）、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施する方策を検討し、その実行に向けた取組を行なったか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究マネジメントを効率的に実施する方策の検討及びその実行に向けた取組状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究コーディネーター（CRC）研修の実施状況（回数及び人数） 研究データ管理を行うデータマネージャー（DM）研修の実施状況（回数及び人数）
<p>④ 実用化へ向けた支援 知的財産管理・相談窓口、知的財産取得戦略の立案支援等の知的財産取得に向けた研究機関への支援機能や、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と連携した有望シーズの出口戦略の策定・助言や企業への情報提供・マッチング、知的財産の導出（ライセンスアウト）及びワンストップサービスの提供等といった実用化に向けた企業連携・産学連携を支援する機能の具備を図る。また、研究開発の成果が、我が国の医療技術水準や産業競争力の向上に寄与することができるよう、官民ファンド等に研究開発の成果をつなげ、実用化を促進する取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産管理・相談窓口、知的財産取得戦略の立案支援等の知的財産取得に向けた研究機関への支援機能の具備を図ったか。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と連携した有望シーズの出口戦略の策定・助言の機能の具備を図ったか。 企業への情報提供・マッチング、知的財産の導出（ライセンスアウト）及びワンストップサービスの提供等といった実用化に向けた企業連携・産学連携を支援する機能の具備を図ったか。 官民ファンド等に研究開発の成果をつなげ、実用化を促進する取組を行なったか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産支援の実施状況 実用化に向けた企業連携・産学連携を支援する機能の具備状況 PMDAと連携した有望シーズの出口戦略の策定・助言の機能の具備状況 官民ファンド等に研究開発の成果をつなげ、実用化を促進するための取組状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産管理・相談窓口への相談件数 PMDAと連携した出口戦略の策定・助言数

<p>⑤ 研究開発の基盤整備に対する支援</p> <p>新たなバイオマーカーを探索・解明することで実現する革新的な診断技術・機器、既知のマーカーを取り扱いやすく、非侵襲、低侵襲で、正確かつ低コストで測定できる診断技術や機器をシームレスに開発するための体制整備、革新的医療技術創出拠点の強化・体制整備やエビデンスに基づいた予防医療・サービス手法を開発するためのバイオバンク等の強化及びモデル動物等のバイオリソースの整備等を行う。</p> <p>機構の研究開発の成果が、可能な限り広く共有され、医療分野の研究開発の更なる促進に活用されるよう、その利活用に向けたデータベース化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなバイオマーカーを探索・解明することで実現する革新的な診断技術・機器、既知のマーカーを取り扱いやすく、非侵襲、低侵襲で、正確かつ低コストで測定できる診断技術や機器をシームレスに開発するための体制を整備したか。 ・革新的医療技術創出拠点の強化・体制整備やエビデンスに基づいた予防医療・サービス手法を開発するためのバイオバンク等の強化及びモデル動物等のバイオリソースの整備等を行ったか。 ・機構の研究開発の成果の利活用に向けたデータベース化を推進したか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の診断技術や機器をシームレスに開発するための体制の整備状況 ・革新的医療技術創出拠点の強化・体制整備状況 ・エビデンスに基づいた予防医療・サービス手法を開発するためのバイオバンク等の状況 ・モデル動物等のバイオリソースの整備状況 ・研究開発成果の利活用に向けたデータベース化の取組状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師主導治験届出数及びFIIH（企業主導治験含む）試験数 ・バイオバンクの試料数 ・バイオリソース数
<p>⑥ 国際戦略の推進</p> <p>最先端分野における欧米等の研究開発先進国との協力、ゲノム研究におけるアジア諸国との連携をはじめ国際貢献及び協力は、同時に、我が国の研究開発にとっても必要不可欠なものとなっており、ひいては世界の持続可能な発展につながるものである。産業化の視点では、画像診断分野において、医療への貢献、海外展開を加速する。加えて、相手国の実情とニーズに適した医療サービスの提供や制度開発等の協力を通じて、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を意識した日本の産業競争力の強化を図る必要がある。さらに、地球規模課題としての保健医療（グローバルヘルス）を日本外交の重要課題と位置付け、日本の知見等を総動員し、世界の全ての人が基本的保健医療サービスを負担可能な費用で享受すること（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）も求められる。</p> <p>このような認識の下、国際的な研究開発動向を踏まえ、我が国にとって真に価値のある国際共同研究を推進するとともに、我が国の医療に係る研究能力を活用して国際的にも貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国にとって真に価値のある国際共同研究を推進したか。 ・我が国の医療に係る研究能力を活用して国際的にも貢献したか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国との関係構築への取組状況 ・国際的な規範や開発途上国の保健医療政策の作成、改訂への寄与の状況

		<ul style="list-style-type: none"> ・世界に蔓延する疾病の予防及び治療法の開発への寄与の状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国への派遣研究者数 ・相手国からの受け入れ研究者数 ・参加している国際コンソーシアムの数 ・開催した国際ワークショップの数
<p>⑦ 政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等</p> <p>政府出資を活用し、革新的な新薬・医療機器等の創出に向けて、産学官が連携して取り組む研究開発及びその環境の整備を促進する。</p> <p>当該事業を進めるに当たっては、実用化が困難な革新的新薬・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、研究開発に係る事業計画・事業目標を含む事業採択のための審査、事業の進捗状況の確認や進捗過程における課題の相談、事業終了時の事業目標等の達成状況等の評価など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築する。また、その進捗状況については、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「所管府省」という。）に適宜報告するとともに、所管府省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用化が困難な革新的新薬・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、採択のための審査（事業計画・事業目標の審査を含む）、進捗確認や課題の相談、終了時の目標達成状況等の評価（判断基準の策定を含む）など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築しているか。 ・フェーズに応じた適切な研究マネジメントを行っているか。 ・AMEDの取組状況や事業の進捗状況について、所管府省に適宜報告をしているか。改善を求められた場合は、これに適切に対応しているか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択のための審査に係る取組状況（事業計画・事業目標の審査状況を含む） ・AMEDの取組・事業の進捗や課題の相談に対する対応等の状況 ・終了時の評価に係る取組状況（判断基準の策定状況を含む） ・上記の内容についての所管府省への適時適切な報告の状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募件数及び採択件数 ・事業に参画している研究者延べ人数 ・PMDAへの薬事戦略相談を行った研究開発課題数
<p>(2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施</p> <p>① 医薬品創出</p> <p>創薬支援ネットワークなどの医薬品創出のための支援基盤の整備及び基礎研究から医薬品としての実用化につなげるまでの切れ目のない支援を推進する。</p> <p>具体的には、創薬支援ネットワークの構築により、大学や産業界と連携しながら、新薬創出に向けた研究開発を支援するとともに、創薬支援のための基盤強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・創薬支援ネットワークの構築により、大学や産業界と連携しながら、新薬創出に向けた研究開発を支援 	<p>(評価指標)</p>

<p>を図る。また、創薬ターゲットの同定に係る研究、創薬の基盤となる技術開発、医療技術の実用化に係る研究を推進し、革新的医薬品及び希少疾患治療薬等の開発を支援する。医薬品の実用化支援については、最新の特許関連情報データベースを活用しつつ、創薬支援コーディネーターチームの目利き評価により大学等で生み出された研究成果から有望シーズを選抜し、創薬支援ネットワークが保有する創薬支援資源を集中的に投下することにより、応用ステージ（スクリーニング、最適化研究、非臨床試験）を中心に、革新的新薬の創出を目指したオールジャパンでの強力な支援を行う。</p>	<p>するとともに、創薬支援のための基盤強化を図ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創薬ターゲットの同定に係る研究、創薬の基盤となる技術開発、医療技術の実用化に係る研究を推進し、革新的医薬品及び希少疾患治療薬等の開発を支援したか。 医薬品の実用化支援について、最新の特許関連情報データベースを活用しつつ、創薬支援コーディネーターチームの目利き評価により大学等で生み出された研究成果から有望シーズを選抜し、創薬支援ネットワークが保有する創薬支援資源を集中的に投下することにより、応用ステージ（スクリーニング、最適化研究、非臨床試験）を中心に、革新的新薬の創出を目指したオールジャパンでの強力な支援を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談・シーズ評価件数 有望シーズへの創薬支援件数 企業への導出（ライセンスアウト）件数 創薬ターゲットの同定件数 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応募件数及び採択件数 事業に参画している研究者延べ人数 PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 シーズ情報の入手先機関数 技術支援を実施した機関数 左記の評価軸に係る取組状況
<p>② 医療機器開発</p> <p>我が国発の優れた医療機器について、医療ニーズを確実に踏まえて、日本の強みとなるものづくり技術も生かしながら、開発・実用化を推進し、研究開発から実用化につなげる体制整備を進める。</p> <p>具体的には、計画において設定された成果目標（医療機器の輸出額を倍増、国内医療機器市場規模の拡大等）の実現に向け、医工連携による医療機器開発を促進する。医療機器開発は医療現場のニーズを取り込むことが重要であることや医薬品医療機器等法対応等において課題があるため、複数の専門支援機関と大学病院、研究機関の連携による開発支援体制（医療機器開発支援ネットワーク）を構築し、その中核的役割を果たす医工連携並びに産学連携のハブとして機能を整備するとともに、我が国の高い技術力を生かし、技術シーズの創出と医療機器・システムの実用化へとつなげる研究開発を行う。併せて、研究開発人材の育成も行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医工連携による医療機器開発を促進したか。 複数の専門支援機関と大学病院、研究機関の連携による開発支援体制（医療機器開発支援ネットワーク）を構築し、その中核的役割を果たす医工連携並びに産学連携のハブとして機能を整備したか。 我が国の高い技術力を生かし、技術シーズの創出と医療機器・システムの実用化へとつなげる研究開発を行ったか。 研究開発人材の育成も行ったか。 	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実用化に至った革新的医療機器の種類数 医工連携による医療機器開発件数 医療機器の実用化による成果 医療機器開発・実用化促進のためのガイドラインの策定数 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応募件数及び採択件数 事業に参画している研究者延べ人数 PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 左記の評価軸に係る取組状況

<p>③ 革新的な医療技術創出拠点</p> <p>アカデミア等における画期的な基礎研究成果を一貫して実用化につなぐ体制を構築するとともに、各開発段階のシーズについて国際水準の質の高い臨床研究や治験を実施・支援する体制の整備も行う。</p> <p>具体的には、大学等の基礎研究成果を一貫して実用化につなぐ体制を構築するため、当該プロジェクトにおける、橋渡し研究支援拠点、早期・探索的臨床試験拠点、臨床研究中核病院及び日本主導型グローバル臨床研究拠点の一体化を進めるとともに、人材確保・育成を含めた拠点機能の強化・特色化、ネットワーク化、オープンアクセス化及びシーズの拡大を更に推進する。また、ICH-GCP準拠の国際水準の質の高い臨床研究や医師主導治験を実施するとともに、ARO機能を持ち、多施設共同研究の支援を行う施設としてこれら拠点の整備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 橋渡し研究支援拠点、早期・探索的臨床試験拠点、臨床研究中核病院及び日本主導型グローバル臨床研究拠点の一体化を進めるとともに、人材確保・育成を含めた拠点機能の強化・特色化、ネットワーク化、オープンアクセス化及びシーズの拡大を更に推進したか。 ICH-GCP準拠の国際水準の質の高い臨床研究や医師主導治験を実施するとともに、ARO機能を持ち、多施設共同研究の支援を行う施設としてこれら拠点の整備を進めたか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師主導治験届出数 FIH 試験（企業治験含む）数 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 応募件数及び採択件数 事業に参画している研究者延べ人数 PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 左記の評価軸に係る取組状況
<p>④ 再生医療</p> <p>基礎から臨床段階まで切れ目なく一貫した支援を行うとともに、再生医療関連事業のための基盤整備並びに、iPS細胞等の創薬支援ツールとしての活用に向けた支援を進め、新薬開発の効率性の向上を図る。</p> <p>具体的には、iPS細胞等を用いた再生医療の迅速な実現に向けて、安全なiPS細胞の提供に向けた取組、幹細胞操作技術等のiPS細胞等の実用化に資する技術の開発・共有、再生医療の基礎研究・非臨床試験の推進等を実施する。また、再生医療の臨床研究及び治験の推進や再生医療等製品の安全性評価手法の開発等を行う。さらに、再生医療の実現化を支える産業基盤を構築する。</p> <p>また、新薬開発の効率性の向上を図るために、連携してiPS細胞等を用いた創薬等研究を支援する。また、iPS細胞技術を応用した心毒性評価手法の開発及び国際標準化への提案を行う。さらに、幹細胞による創薬支援の実現化を支える産業基盤を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全なiPS細胞の提供に向けた取組、幹細胞操作技術等のiPS細胞等の実用化に資する技術の開発・共有、再生医療の基礎研究・非臨床試験の推進等を実施したか。 再生医療の臨床研究及び治験の推進や再生医療等製品の安全性評価手法の開発等を行ったか。 再生医療の実現化を支える産業基盤を構築したか。 新薬開発の効率性の向上を図るために、連携してiPS細胞等を用いた創薬等研究を支援したか。 iPS細胞技術を応用した心毒性評価手法の開発及び国際標準化への提案を行ったか。 幹細胞による創薬支援の実現化を支える産業基盤を構築したか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> iPS細胞技術を活用して作製した新規治療薬の臨床応用の状況 再生医療等製品の薬事承認数 臨床研究又は治験に移行する対象疾患の拡大 再生医療関係の周辺機器・装置の実用化の状況 iPS細胞技術を応用した医薬品心毒性評価法の国際標準化への提言の状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 応募件数及び採択件数 事業に参画している研究者延べ人数

		<ul style="list-style-type: none"> ・PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 ・機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 ・左記の評価軸に係る取組状況
<p>⑤ オーダーメイド・ゲノム医療</p> <p>急速に進むゲノムレベルの解析技術の進展を踏まえ、疾患と遺伝的要因や環境要因等の関連性の解明の成果を迅速に国民に還元するため、解析基盤の強化を図るとともに、特定の疾患の解明及びこれに対する臨床応用の推進を図る。</p> <p>具体的には、疾患及び健常者バイオバンクを構築すると共にゲノム解析情報及び臨床情報等を含めたデータ解析を実施し、疾患の発症原因や薬剤反応性等の関連遺伝子の同定・検証及び日本人の標準ゲノム配列の特定を進める。また、共同研究やゲノム付随研究等の実施により、難治性・希少性疾患等の原因遺伝子の探索を図るとともに、ゲノム情報をいかした革新的診断治療ガイドラインの策定に資する研究を推進する。さらに、ゲノム医療実現に向けた研究基盤の整備やゲノム医療提供体制の構築を図るための試行的・実証的な臨床研究を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患及び健常者バイオバンクを構築すると共にゲノム解析情報及び臨床情報等を含めたデータ解析を実施し、疾患の発症原因や薬剤反応性等の関連遺伝子の同定・検証及び日本人の標準ゲノム配列の特定を進めたか。 ・共同研究やゲノム付随研究等の実施により、難治性・希少性疾患等の原因遺伝子の探索を図ったか。 ・ゲノム情報をいかした革新的診断治療ガイドラインの策定に資する研究を推進したか。 ・ゲノム医療実現に向けた研究基盤の整備やゲノム医療提供体制の構築を図るための試行的・実証的な臨床研究を推進したか。 	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病（糖尿病や脳卒中、心筋梗塞など）の劇的な改善の状況 ・発がん予測診断、抗がん剤等の治療反応性や副作用の予測診断の確立の状況 ・うつ、認知症のゲノム医療に係る臨床研究の開始の状況 ・神経・筋難病等の革新的な診断・治療法の開発の状況 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募件数及び採択件数 ・事業に参画している研究者延べ人数 ・PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 ・機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 ・左記の評価軸に係る取組状況
<p>⑥ 疾患に対応した研究〈がん〉</p> <p>がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月閣議決定）に基づき策定された「がん研究 10 か年戦略」（平成 26 年 3 月関係 3 大臣確認）を踏まえ、関係省の所管する研究関連事業の連携の下、がんの本態解明等に係る基礎研究から実用化に向けた研究まで一体的に推進する。</p> <p>具体的には、基礎研究の有望な成果を厳選し、実用</p>		<p>(評価指標)</p>

<p>化に向けた医薬品、医療機器を開発する研究を推進し、臨床研究及び治験へ導出する。また、臨床研究及び治験で得られた臨床データ等を基礎研究等に還元し、医薬品、医療機器の開発を始めとするがん医療の実用化を加速する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究の有望な成果を厳選し、実用化に向けた医薬品、医療機器を開発する研究を推進し、臨床研究及び治験へ導出したか。 ・臨床研究及び治験で得られた臨床データ等を基礎研究等に還元し、医薬品、医療機器の開発を始めとするがん医療の実用化を加速したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本発の革新的ながん治療薬の創出に向けた治験への導出数 ・小児がん、難治性がん、希少がん等に関して、未承認薬・適応外薬を含む治療薬の実用化に向けた治験への導出数 ・小児がん、希少がん等の治療薬に関して薬事承認・効能追加数 ・小児がん、難治性がん、希少がん等のドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ（開発ラグ）の解消に向けた、国際基準に準拠した臨床研究等の推進状況 ・小児・高齢者のがん、希少がんに対する標準治療の確立に向けた、ガイドライン（3件以上）作成に資する多施設共同臨床試験の実施状況 ・新規抗がん剤の有望シーズ取得数 ・早期診断バイオマーカー及び免疫治療予測マーカー取得数 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募件数及び採択件数 ・事業に参画している研究者延べ人数 ・PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 ・機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 ・左記の評価軸に係る取組状況
<p>⑦ 疾患に対応した研究<精神・神経疾患> 認知症やうつ病などの精神疾患等の発症に関わる脳神経回路・機能の解明に向けた研究開発及び基盤整備を各省連携の下に強力に進めることにより、革新的診断・予防・治療法を確立し、認知症・精神疾患等を克服する。 具体的には、脳全体の神経回路の構造・機能の解明やバイオマーカー開発に向けた研究開発及び疾患の特性を踏まえた臨床研究の基盤整備等を推進するとともに、認知症やうつ病などの精神疾患等の発症メカニズム解明、診断法、適切な治療法の確立を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脳全体の神経回路の構造・機能の解明やバイオマーカー開発に向けた研究開発及び疾患の特性を踏まえた臨床研究の基盤整備等を推進したか。 ・認知症やうつ病などの精神疾患等の発症メカニズム解明、診断法、適切な治療法の確立を目指したか。 	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本発の認知症、うつ病などの精神疾患の根本治療薬候補の治験開始の状況 ・精神疾患の客観的診断法の確立の状況 ・精神疾患の適正な薬物治療法の確立の状況

		<ul style="list-style-type: none"> ・脳全体の神経回路の構造と活動に関するマップの完成の状況 (モニタリング指標) ・応募件数及び採択件数 ・事業に参画している研究者延べ人数 ・PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 ・機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 ・左記の評価軸に係る取組状況
<p>⑧ 疾患に対応した研究<新興・再興感染症></p> <p>新型インフルエンザなどの感染症から国民及び世界の人々を守るため、感染症に関する国内外での研究を各省連携して推進するとともに、その成果をより効率的・効果的に治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげることで、感染症対策を強化する。</p> <p>具体的には、インフルエンザ、結核、動物由来感染症、デング熱、薬剤耐性菌、下痢症感染症、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）など、国内外の様々な病原体に関する疫学的調査及び基盤的研究並びに予防接種の有効性及び安全性の向上に資する研究を実施し、感染症対策並びに診断薬、治療薬及びワクチン開発を一体的に推進する。</p> <p>また、国内外の病原体に関する全ゲノムデータベースを構築することで、病原体情報をリアルタイムに共有し、感染症の国際的なリスクアセスメントを可能とする。また、集積された情報を分析することで、重点的なサーベイランスを実施するなど、感染症流行時の迅速な対応の促進を図る。</p> <p>さらに、予防接種に関する基本的な計画、特定感染症予防指針及びストップ結核ジャパンアクションプラン等を踏まえ、病原体の薬剤ターゲット部位を同定すること等を通じ、新たな診断薬・治療薬・ワクチンのシーズの開発を実施する。これにより、国内のみな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の様々な病原体に関する疫学的調査及び基盤的研究並びに予防接種の有効性及び安全性の向上に資する研究を実施し、感染症対策並びに診断薬、治療薬及びワクチン開発を一体的に推進したか。 ・国内外の病原体に関する全ゲノムデータベースを構築することで、病原体情報をリアルタイムに共有し、感染症の国際的なリスクアセスメントを可能としたか。 ・集積された情報を分析することで、重点的なサーベイランスを実施するなど、感染症流行時の迅速な対応の促進を図ったか。 ・予防接種に関する基本的な計画、特定感染症予防指針及びストップ結核ジャパンアクションプラン等を踏まえ、病原体の薬剤ターゲット部位を同定すること等を通じ、新たな診断薬・治療薬・ワクチンのシーズの開発を実施したか。 	<ul style="list-style-type: none"> (評価指標) ・得られた病原体（インフルエンザ、デング熱、下痢症感染症、薬剤耐性菌）の全ゲノムデータベース等に基づいた、薬剤ターゲット部位の特定及び新たな迅速診断法等の開発・実用化の状況 ・ノロウイルスワクチン及び経鼻インフルエンザワクチンに関する臨床研究及び治験の実施並びに薬事承認の申請の状況 ・新たなワクチンの開発の状況 (例：インフルエンザに対する万能ワクチン等) ・新たな抗菌薬・抗ウイルス薬等の開発の状況 ・WHO、諸外国と連携したポリオ、麻疹などの感染症の根絶・排除の達成の状況 (モニタリング指標) ・応募件数及び採択件数 ・事業に参画している研究者延べ人数 ・PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数

<p>らず、感染症が発生している海外の現地における予防・診断・治療等への貢献が可能となる。</p> <p>また、国内の臨床医や若手の感染症研究者の育成を推進するため、感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）の海外拠点と国立感染症研究所等で研修プログラムを実施する。</p> <p>さらに、2014年5月に採択されたWHOの結核対策に関する新戦略を受け、2020年までに我が国が低蔓延国入りできるよう、結核に関する研究を推進する。</p> <p>また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、感染症サーベイランスの強化に関する研究を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内の臨床医や若手の感染症研究者の育成を推進するため、感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）の海外拠点と国立感染症研究所等で研修プログラムを着実に実施したか。 2014年5月に採択されたWHOの結核対策に関する新戦略を受け、2020年までに我が国が低蔓延国入りできるよう、結核に関する研究を推進したか。 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、感染症サーベイランスの強化に関する研究を促進したか。 	<ul style="list-style-type: none"> 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 左記の評価軸に係る取組状況
<p>⑨ 疾患に対応した研究<難病></p> <p>希少・難治性疾患（難病）の克服を目指すため、患者数が希少ゆえに研究が進まない分野において、各省が連携して全ての研究プロセスで切れ目ない援助を行うことで、難病の病態を解明するとともに、効果的な新規治療薬の開発、既存薬剤の適応拡大等を一体的に推進する。</p> <p>具体的には、希少・難治性疾患（難病）の克服を目指すため、治療法の開発に結びつくような新しい疾患の病因や病態解明を行う研究、医薬品、医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法や治療法及び予防法の開発を目指す研究を推進する。</p> <p>また、疾患特異的 i P S 細胞を用いて疾患の発症機構の解明、創薬研究や予防・治療法の開発等を推進することにより、i P S 細胞等研究の成果を速やかに社会に還元することを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 希少・難治性疾患（難病）の克服を目指すため、治療法の開発に結びつくような新しい疾患の病因や病態解明を行う研究、医薬品、医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法や治療法及び予防法の開発を目指す研究を推進したか。 疾患特異的 i P S 細胞を用いて疾患の発症機構の解明、創薬研究や予防・治療法の開発等を推進したか。 	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規薬剤の薬事承認や既存薬剤の適応拡大件数 欧米等のデータベースと連携した国際共同臨床研究及び治験の推進の状況 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応募件数及び採択件数 事業に参画している研究者延べ人数 PMDA への薬事戦略相談を行った研究開発課題数 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 左記の評価軸に係る取組状況
<p>⑩ その他の健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発等</p> <p>糖尿病などの生活習慣病、脳卒中を含む循環器疾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病などの生活習慣病、脳卒中を含む循環器疾患、 	<p>（評価指標）</p>

<p>患、呼吸器系疾患、筋骨格系・結合組織疾患及び泌尿器系疾患、高齢者の生活の質を大きく低下させる疾患、次世代を担う小児・周産期の疾患、エイズ、肝炎など多岐にわたる疾患等に対し、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズをも十分に意識しつつ、先制医療や新たな医薬品や診断・治療方法の開発、医療機器等の開発等を推進する。</p> <p>また、革新的な医薬品、医療機器等及び医療技術を創出することを目的に、客観的根拠に基づき設定する研究開発目標の達成に向け、画期的シーズの創出・育成に取り組む。</p>	<p>呼吸器系疾患、筋骨格系・結合組織疾患及び泌尿器系疾患、高齢者の生活の質を大きく低下させる疾患、次世代を担う小児・周産期の疾患、エイズ、肝炎など多岐にわたる疾患等に対し、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズをも十分に意識しつつ、先制医療や新たな医薬品や診断・治療方法の開発、医療機器等の開発等を推進したか。</p> <p>・革新的な医薬品、医療機器等及び医療技術を創出することを目的に、客観的根拠に基づき設定する研究開発目標の達成に向け、画期的シーズの創出・育成の取組を着実に進めたか。</p>	<p>・左記の疾患等に対する、先制医療や新たな医薬品や診断・治療方法の開発、医療機器等の開発等の推進の状況</p> <p>・革新的な医薬品、医療機器等及び医療技術を創出することを目的とした画期的シーズの創出・育成の取組の状況</p> <p>(モニタリング指標)</p> <p>・左記の評価軸に係る取組状況</p>
--	---	--

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）第三期中期目標変更案 新旧対比表

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p data-bbox="76 279 1115 319">独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 第三期中期目標</p> <p data-bbox="76 383 1115 526" style="text-align: right;">平成25年3月1日 改正：平成27年11月20日 <u>改正：平成28年〇月〇日</u></p> <p data-bbox="76 582 1115 622">【組織の変遷】</p> <p data-bbox="76 630 1115 981">独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、資源・エネルギーの安定供給及び環境の保護を目的に、リスクマネー供給等の石油・天然ガス及び金属鉱物の探鉱・開発促進に必要な業務、石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務、金属鉱業等における鉱害の防止に必要な資金供給その他支援業務を行う独立行政法人として、石油公団と金属鉱業事業団を統合し平成16年2月に設立された。</p> <p data-bbox="76 989 1115 1441">その後、エネルギー・環境制約の高まりを受け、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第39号）や「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第76号）により、資源確保のためのリスクマネー供給機能の強化や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの石炭資源開発業務、地熱資源開発業務及び石炭経過業務の移管等を通じ、資源・エネルギーの安定的かつ低廉な供給に係る総合的な業務を担う機関となった。</p>	<p data-bbox="1124 279 2166 319">独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 第三期中期目標</p> <p data-bbox="1124 383 2166 526" style="text-align: right;">平成25年3月1日 改正：平成27年11月20日 <u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1124 582 2166 622">【組織の変遷】</p> <p data-bbox="1124 630 2166 981">独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、資源・エネルギーの安定供給及び環境の保護を目的に、リスクマネー供給等の石油・天然ガス及び金属鉱物の探鉱・開発促進に必要な業務、石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務、金属鉱業等における鉱害の防止に必要な資金供給その他支援業務を行う独立行政法人として、石油公団と金属鉱業事業団を統合し平成16年2月に設立された。</p> <p data-bbox="1124 989 2166 1441">その後、エネルギー・環境制約の高まりを受け、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第39号）や「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第76号）により、資源確保のためのリスクマネー供給機能の強化や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの石炭資源開発業務、地熱資源開発業務及び石炭経過業務の移管等を通じ、資源・エネルギーの安定的かつ低廉な供給に係る総合的な業務を担う機関となった。</p>

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p><u>さらに、中国やインドの国営石油企業や欧米メジャーが石油・天然ガスの権益獲得や企業買収を活発化させる中、こうした動きに立ち後れている我が国企業による企業買収等を支援すべく、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律」（平成28年法律第78号）により、機構のリスクマネー供給機能等を更に強化することとなった。</u></p> <p>【第二期の実績】 （略）</p> <p>【事業を取り巻く現状】 第三期中期目標においては、資源・エネルギーを取り巻く状況として以下の点を認識しておく必要がある。</p> <p>1. 世界的な資源確保競争の激化等資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。また、東日本大震災後のエネルギー情勢の激変により、化石燃料については、調達コストが増加し、国富流出を招き、我が国経済を左右する課題となっている。資源の大宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ低廉な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p> <p>石油・天然ガスは、今後探査対象となる地域の地質構造が複雑であること等により、その開発についてますます技術的な困難が生じると見込まれる。また、開発区域が浅海から大水深や</p>	<p><u>（追加）</u></p> <p>【第二期の実績】 （略）</p> <p>【事業を取り巻く現状】 第三期中期目標においては、資源・エネルギーを取り巻く状況として以下の点を認識しておく必要がある。</p> <p>1. 世界的な資源確保競争の激化等資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。また、東日本大震災後のエネルギー情勢の激変により、化石燃料については、調達コストが増加し、国富流出を招き、我が国経済を左右する課題となっている。資源の大宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ低廉な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p> <p>石油・天然ガスは、今後探査対象となる地域の地質構造が複雑であること等により、その開発についてますます技術的な困難が生じると見込まれる。また、開発区域が浅海から大水深に</p>

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p><u>極地</u>にシフトすること、掘削対象の地質がより深くなっていること等により探鉱コストが急激に上昇し、資金需要も巨大化していくことが見込まれる。</p> <p>石油については、中東依存度が高く地政学的なリスク等に対応しなければならない中、産油国における新規権益の獲得や既存権益の維持が厳しくなっている。</p> <p>また、天然ガスについては、今後中国、インド等のアジア諸国を中心に需要拡大が見込まれる一方で、今般の北米を中心としたシェールガス革命による非在来型資源の採掘により、低廉な天然ガスが普及する等供給構造が大きく変化してきている。</p> <p><u>特に、液化天然ガス（LNG）については、供給力の拡大に伴うスポット価格の下落や、より短中期の契約期間の引き取り契約の増加など、取引構造の変革期にある。また、米国LNGの輸出開始等に伴い、これまで分断されてきた北米、欧州、アジアをまたぐ国際取引などの動きが拡大し、市場間の連結性を高めつつある。</u></p> <p>これらに伴う国際エネルギー市場の環境変化を踏まえれば、エネルギー需給逼迫状況に対応しつつ、中長期的な需給構造の変化に対して対策を講じる必要がある。</p> <p>石油に関しては、産油国との関係強化により、期限が到来する権益の延長等につなげるとともに、供給源の多角化をすすめていく必要がある。</p> <p>また、天然ガスについては、<u>石油と同様、シェールガスも含む上流権益の獲得や既存権益の延長等を進めていくほか、輸出が開始された米国LNGも含む</u>供給源の多角化、LNG消費国</p>	<p>シフトすること、掘削対象の地質がより深くなっていること等により探鉱コストが急激に上昇し、資金需要も巨大化していくことが見込まれる。</p> <p>石油については、中東依存度が高く地政学的なリスク等に対応しなければならない中、産油国における新規権益の獲得や既存権益の維持が厳しくなっている。</p> <p>また、天然ガスについては、今後中国、インド等のアジア諸国を中心に需要拡大が見込まれる一方で、今般の北米を中心としたシェールガス革命による非在来型資源の採掘により、低廉な天然ガスが普及する等供給構造が大きく変化してきている。</p> <p>これらに伴う国際エネルギー市場の環境変化を踏まえれば、<u>現在の</u>エネルギー需給逼迫状況に対応しつつ、中長期的な需給構造の変化に対して対策を講じる必要がある。</p> <p>石油に関しては、産油国との関係強化により、期限が到来する権益の延長等につなげるとともに、供給源の多角化をすすめていく必要がある。</p> <p>また、天然ガスについては<u>シェールガスの生産拡大で価格が低下する北米からのLNG輸入の実現や、供給源の多角化、LNG消費国間の連携によるバーゲニングパワーの強化等が重要</u></p>

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p>間の連携等によるバーゲニングパワーの強化、さらには、平成28年5月に経済産業省が発表した「LNG市場戦略」も踏まえ、仕向地条項の緩和・撤廃、日本やアジアのLNG価格指標の発展等、柔軟性があり流動性の高いLNG市場の育成に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>また、中国やインドの国営石油企業や欧米メジャーが、企業買収や戦略的資本提携などに関する動きを加速化させており、我が国上流開発企業としても、そうした取組を積極化し、中核的企業の育成をはじめ、上流開発産業全体の競争力を高めていくことが急務となっている。</p> <p>加えて、平成26年後半以降の油価低迷により、上流開発投資の促進について、「G7伊勢志摩首脳宣言」における合意や質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブも踏まえ、我が国として主導的な役割を果たす政策ニーズが高まっていること、また、石油・天然ガス権益の価格が低下し、資源会社が株式や権益を売却する動きも出てきており、権益の新規獲得などを加速化させていく好機が到来していることも踏まえた、より積極的な取組が必要である。</p> <p>（略）</p> <p>【機構の必要性とその役割】 （略）</p> <p>【機構が目指すべき姿】 （略）</p>	<p>である。</p> <p>（略）</p> <p>【機構の必要性とその役割】 （略）</p> <p>【機構が目指すべき姿】 （略）</p>

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p>第1 中期目標の期間 （略）</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>（1）資源確保への対応</p> <p>①権益確保に対する支援 （略）</p> <p>イ リスクマネー供給等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の安定的かつ低廉な供給を確保するため、他の政府機関との連携を行いつつ、フロンティア地域（北米、南米、東アフリカ、西アフリカ、極東・東シベリア、北極圏）等における日本企業による有望な油ガス田の探鉱・開発事業への出資や債務保証等によるリスクマネーの供給を効果的に実施し、我が国の石油・天然ガスの供給源を多角化する。特に、天然ガスについては、シェールガス革命後の需給構造の変化を踏まえ、LNGの安定的な確保と輸入価格の引き下げを両立するため、新たな供給源からのLNG輸入に資する天然ガス開発事業の支援や、日本企業が主導するLNGプロジェクトの積み上げに取り組む<u>とともに、LNG契約の柔軟化や、日本やアジアのLNG価格指標の発展に資する案件の促進を図る。</u> 	<p>第1 中期目標の期間 （略）</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>（1）資源確保への対応</p> <p>①権益確保に対する支援 （略）</p> <p>イ リスクマネー供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の安定的かつ低廉な供給を確保するため、他の政府機関との連携を行いつつ、フロンティア地域（北米、南米、東アフリカ、西アフリカ、極東・東シベリア、北極圏）等における日本企業による有望な油ガス田の探鉱・開発事業への出資や債務保証等によるリスクマネーの供給を効果的に実施し、我が国の石油・天然ガスの供給源を多角化する。特に、天然ガスについては、シェールガス革命後の需給構造の変化を踏まえ、LNGの安定的な確保と輸入価格の引き下げを両立するため、新たな供給源からのLNG輸入に資する天然ガス開発事業の支援や、日本企業が主導するLNGプロジェクトの積み上げに取り組む。 <u>（追加）</u>

第三期中期目標（変更案）

・平成28年の機構法改正では、機構による①海外の資源会社の買収や資本提携への支援、②石油開発への追加支援、③民間企業では実施困難な産油国国営石油企業株式の取得を通じた戦略的提携が可能となったところであり、これらを的確に遂行するための体制の整備（機構内部の審査体制の強化や外部専門家の活用などを含む）を進めるとともに、具体的な案件の発掘・実施に取り組む。③については、国が行う資源外交との緊密な連携の下、取り組むこととする。

・同時に、石油権益等の価格が低下している好機をとらえ、機構は、個々の油ガス田の探鉱・開発事業への出資や資産買収出資にもより積極的に取り組む。

・以上の業務の遂行にあたっては、単に技術的あるいは金融的観点からの審査を着実に行うにとどまらず、事業者のニーズを踏まえ、プロジェクトの発掘・育成・自立化への積極的な関与を行うとともに、我が国の上流開発産業の競争力強化に資する案件に支援を重点化する。

・さらに、機構による積極的かつ機動的なリスクマネー供給を実現するため、政府出資財源のみならず、政府保証付き借入制度を適切に活用する。

・これらの支援を行う際は、機構は別途国が定める「採択等に係る基本方針」を踏まえるとともに、国から、資源・エネルギー政策との整合性を図る観点から考慮すべき内容が機構に対して個別に文書で示された場合には、機構は、当該文書の内容を十分考慮した上で判断するこ

第三期中期目標（現行）

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p><u>ととする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時点で、我が国企業の探鉱開発事業の1/2以上に支援を行う。 ・リスクマネー供給については、企業からの申請に基づき迅速かつ厳正に審査するとともに、プロジェクトの進捗の詳細な把握及び定期的な評価を実施し、事業継続または事業終結等に係る機動的かつ適切な決定を行う。 ・リスクマネー供給に係る採択については、申請受付後その決定するまでの間（国との協議<u>や外部専門家によるデューデリジェンス</u>がある場合はこのための期間を除く。）を4週間以内とする。 <p>(略)</p> <p>(3) 技術開発・人材育成</p> <p>①技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術開発プロジェクトについて、技術課題・分野等を選別した上で、①権益の獲得や資源量の拡大に繋がる技術的優位性があるか、②民間企業との適切な役割分担が図られているか、という観点から優先度や必要性を精査し、実施する。 ・<u>特に低油価環境下における我が国企業のニーズを踏まえた技術課題に重点を置いた技術開発を行う。</u> <p>(略)</p> <p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時点で、我が国企業の探鉱開発事業の1/2以上に支援を行う。 ・リスクマネー供給については、企業からの申請に基づき迅速かつ厳正に審査するとともに、プロジェクトの進捗の詳細な把握及び定期的な評価を実施し、事業継続または事業終結等に係る機動的かつ適切な決定を行う。 ・リスクマネー供給に係る採択については、申請受付後その決定するまでの間（国との協議がある場合はこのための期間を除く。）を4週間以内とする。 <p>(略)</p> <p>(3) 技術開発・人材育成</p> <p>①技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術開発プロジェクトについて、技術課題・分野等を選別した上で、①権益の獲得や資源量の拡大に繋がる技術的優位性があるか、②民間企業との適切な役割分担が図られているか、という観点から優先度や必要性を精査し、実施する。 <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p>

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p>1. 経費・業務運営の効率化 (略)</p> <p>(3) 業務の電子化の推進</p> <p><u>・「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)を踏まえ適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行うこととする。</u></p> <p>・情報技術高度化の動向を把握し、情報技術を活用した事務処理の効率化・迅速化を推進するとともに、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等を防ぐため、十分な対策を講じる。</p> <p>2. 適正な業務運営及び業務の透明性の確保</p> <p>(1) 内部統制の充実等</p> <p><u>・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</u></p> <p>・業務分野の拡大、支援案件数の増加等による業務量拡大が見込まれる状況下において、内部統制の更なる充実を図り、中期目標を達成するためのマネジメント及び職員の職務に対するインセンティブ向上を目指す。また、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、監事による機構全</p>	<p>1. 経費・業務運営の効率化 (略)</p> <p>(3) 業務の電子化の推進</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>・情報技術高度化の動向を把握し、情報技術を活用した事務処理の効率化・迅速化を推進するとともに、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等を防ぐため、十分な対策を講じる。<u>政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行うこととする。</u></p> <p>2. 適正な業務運営及び業務の透明性の確保</p> <p>(1) 内部統制の充実等</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>・業務分野の拡大、支援案件数の増加等による業務量拡大が見込まれる状況下において、内部統制の更なる充実を図り、中期目標を達成するためのマネジメント及び職員の職務に対するインセンティブ向上を目指す。また、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、監事による機構全</p>

第三期中期目標（変更案）

部・室に対する監査の徹底等に取り組み、組織のチェック体制を適正に機能させることで、更なるガバナンスの強化に努める。

・石油・天然ガス資源開発、石炭資源開発、地熱資源開発、金属鉱物資源開発の出融資・債務保証業務といった金融的手法を用いたリスクマネー供給業務については、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等の特殊性等を踏まえ、エグジットを含むポートフォリオ管理体制を機構全体として整備、強化する等、引き続き取組の充実を図る。

(略)

第4 財務内容の改善に関する事項

・自己収入の拡大のため、①特許等の知的財産権の取得・活用、②出版物、セミナー・講演会等の有料化、③保有資産の効率的な活用等を引き続き実施するとともに、財務内容の健全性を維持する。

・平成28年の機構法改正などを踏まえ、リスクマネー供給機能を一層強化する一方で、同機能を財政制約も踏まえ持続的に実施していくため、開発・生産に至った案件に係る株式の適正な価格による売却や、政府保証付き借入れの適切な活用、ポートフォリオ管理の徹底などを推進することにより、資金の確保及び財務内容の健全性の維持に努める。また、国庫納付を含めた株式売却収入や配当金の扱いについては、資金の確保及び財務内容の健全性の維持を前提として、適切なあり方を検討して

第三期中期目標（現行）

部・室に対する監査の徹底等に取り組み、組織のチェック体制を適正に機能させることで、更なるガバナンスの強化に努める。

・石油・天然ガス資源開発、石炭資源開発、地熱資源開発、金属鉱物資源開発の出融資・債務保証業務といった金融的手法を用いたリスクマネー供給業務については、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等の特殊性等を踏まえ、金融資産課の機能を強化し、機構全体のポートフォリオのリスク管理の体制を整備する等、引き続き取組の充実を図る。

(略)

第4 財務内容の改善に関する事項

・自己収入の拡大のため、①特許等の知的財産権の取得・活用、②出版物、セミナー・講演会等の有料化、③保有資産の効率的な活用等を引き続き実施するとともに、財務内容の健全性を維持する。

・リスクマネー供給機能を強化する一方で、同機能を持続的に実施していくため、事業の成否が明らかでない段階の探鉱出資株式については、「独立行政法人会計基準」に該当がないため、公認会計士協会による「金融商品会計基準の実務指針」を準用し、出資額の1/2の評価損を計上している。これに伴い当期損失が生じやすい構造にあるが、当該評価損の内容・背景について十分に説明を行うことにより、資源・エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保という政策目的の実現に向けて、適切な

第三期中期目標（変更案）	第三期中期目標（現行）
<p><u>いく。なお、</u>事業の成否が明らかでない段階の探鉱出資株式については、「独立行政法人会計基準」に該当がないため、公認会計士協会による「金融商品会計基準の実務指針」を準用し、出資額の1/2の評価損を計上している。<u>そのため、探鉱事業の終結に伴う損失計上と合わせ、当期損失が不可避的に生じやすい構造にあるが、こうした当該リスクマネー供給に係る経理の特殊性に十分に配慮しつつ、</u>当該評価損の内容・背景について十分に説明を行うことにより、資源・エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保という政策目的の実現に向けて適切なリスクマネーの供給に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 （略）</p>	<p>リスクマネーの供給に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 （略）</p>

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第3期中期目標新旧対比表（案）

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p>国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>（略）</p> <p>1. 中期目標の期間</p> <p>（略）</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>各業務について、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。</p> <p>(1) 鉄道建設等業務</p> <p>（略）</p> <p>(2) 鉄道助成業務</p> <p>（略）</p> <p><u>(3) 中央新幹線建設資金貸付等業務</u></p> <p><u>平成28年8月2日に閣議決定された、「未来への投資を実現する経済対策」等も踏まえ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第11条第1項第4号の規定に基づき、中央新幹線の速やかな建設を図るため、財政融資資金を借り入れ、中央新幹線に係る全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第</u></p>	<p>国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>（略）</p> <p>1. 中期目標の期間</p> <p>（略）</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>各業務について、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。</p> <p>(1) 鉄道建設等業務</p> <p>（略）</p> <p>(2) 鉄道助成業務</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p><u>71号）第6条第1項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける。</u></p> <p><u>本業務を行うに当たっては、貸付けを行った事業の進捗状況、建設主体の財務状況等を把握しつつ、貸付利息の確実な回収を図る。</u></p> <p><u>(4) 船舶共有建造等業務</u> （略）</p> <p><u>(5) 地域公共交通出資等業務</u> （略）</p> <p><u>(6) 特例業務（国鉄清算業務）</u> （略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 船舶共有建造等業務</u> （略）</p> <p><u>(4) 地域公共交通出資等業務</u> （略）</p> <p><u>(5) 特例業務（国鉄清算業務）</u> （略）</p> <p><u>(6) 機構の業務の適切な実施のための取組み</u></p> <p><u>機構の業務の適切な運営の確保を図るとともに、社会的な責任を果たしていくため、内部統制の充実・強化や情報セキュリティ対策に取り組むとともに、業務の透明性の確保のための取組みや環境対策を推進する。</u></p> <p><u>北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、国の動向や他の独立行政法人の取組みも参考にし、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行い、入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組むとともに、業務の適正を確保するための体制を整備し、内部統制の充実・強化を図る。</u></p> <p><u>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</u></p> <p><u>業務全般、独立行政法人会計基準等に従って作成した財務情報等について広く情報公開を推進するとともに、外部の知見の積極的な活用を図</u></p>

第3期中期目標（改正案）

第3期中期目標（現行）

3. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織の見直し

（略）

(2) 経費・事業費の削減

業務運営に当たっては法人の自主性、自律性をもって業務を遂行するとともに、法人の不断の経営努力により、効率性の高い業務運営を図る。
一般管理費（特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で15%程度に相当する額を削減する。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

さらに、事業費（特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

上記に加え、内航海運活性化融資業務については、機構の資金調達額及び日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）への貸付額は年々漸減していくことから、貸付金の規模も踏まえつつ業務運営の

り、業務運営の透明性を確保する。

さらに、業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮するとともに、自然環境保全対策、地球温暖化対策等に努める。

3. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織の見直し

（略）

(2) 経費・事業費の削減

業務運営に当たっては法人の自主性、自律性をもって業務を遂行するとともに、法人の不断の経営努力により、効率性の高い業務運営を図る。
一般管理費_____については、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で15%程度に相当する額を削減する。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

さらに、事業費_____については、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

上記に加え、内航海運活性化融資業務については、機構の資金調達額及び日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）への貸付額は年々漸減していくことから、貸付金の規模も踏まえつつ業務運営の

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p>効率化を図り、同融資業務に係る職員、契約職員及び経費の削減を行うものとする。</p> <p>(3) 調達等合理化の推進 (略)</p> <p>(4) 資産の有効活用 (略)</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p><u>5. その他業務運営に関する重要事項</u></p> <p><u>機構の業務の適切な実施のための取組み</u></p> <p><u>①内部統制の充実・強化</u></p> <p><u>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>特に、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、国の動向や他の独立行政法人の取組みも参考にし、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化、入札契約手続きの見直し、情報管理の徹底等を行い、入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組むとともに、業務の適正を確保するための体制を整備する。</u></p> <p><u>また、法人の長のリーダーシップのもと、内部統制の取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行う。</u></p>	<p>効率化を図り、同融資業務に係る職員、契約職員及び経費の削減を行うものとする。</p> <p>(3) 調達等合理化の推進 (略)</p> <p>(4) 資産の有効活用 (略)</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>(新設)</p>

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p data-bbox="185 212 600 244"><u>②情報セキュリティ対策の推進</u></p> <p data-bbox="185 260 1090 387"><u>政府の方針に基づき、法人が保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御能力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等の適切な情報セキュリティ対策を推進する。</u></p> <p data-bbox="185 451 421 483"><u>③情報公開の推進</u></p> <p data-bbox="185 499 1090 627"><u>業務全般、独立行政法人会計基準等に従って作成した財務情報等について広く情報公開を推進するとともに、外部の知見の積極的な活用を図り、業務運営の透明性を確保する。</u></p> <p data-bbox="185 691 394 722"><u>④環境への配慮</u></p> <p data-bbox="185 738 1090 818"><u>業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮するとともに、自然環境保全対策、地球温暖化対策等に努める。</u></p>	